

第2回 農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築に係る
有識者懇談会（アドバイザーグループ）

議 事 次 第

平成14年7月7日（日）
12:30～14:15
神戸市立農業公園
研修館2F（会議室大）

1. 開 会
2. 出席者紹介
3. 農村振興局長あいさつ
4. 神戸市における取組について
5. 八千代町における取組について
6. 閉 会

第2回 農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築に係る

有識者懇談会資料（神戸市）

- 神戸市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 条例制定の際の課題（関係条例との関係）・・・・・・ P 2
- 条例制定に当たっての取り組み体制・・・・・・・・・・ P 5
- 人と自然との共生ゾーン整備基本方針・・・・・・・・・・（別添）
- 人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例
人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例
施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・（別添）

平成14年7月7日

神戸市の概況

1 神戸市の位置

本市は、兵庫県の東南部、六甲山地及び帝釈山地の山麓を中心とした丘陵地帯にあり、東経 135 度 11 分、北緯 34 度 41 分（神戸市役所）に位置し、東西 36.1km、南北 29.7km、総面積 549.55km² を有する。西から東に向かって、明石市、稲美町、三木市、吉川町、三田市、宝塚市、西宮市、芦屋市に接している。

六甲山地南麓には神戸市の既成市街地が発達しており、南に大阪湾に面した大貿易港を有している。農村部は六甲山地北側に開けており、帝釈山地によって大きく北神地域、西神地域に分かれている。

また、国際的な神戸港をはじめとして、東海道・山陽新幹線、ＪＲ、大手私鉄等の鉄道網、国道、高速道路等の道路網が海岸線に沿って東西方向に整備されており、それらが広域交通の主要軸を形成している。この軸を中心として北神・西神地域へと交通網が分岐している。

2 社会条件

本市は、古くより貿易港として発展してきた経緯があり、六甲山地以南の海岸線に沿って整備・開発が進められてきた。昭和 30 年代の高度経済成長以降、六甲山地を越えてその経済活力は、北部、西部へ開発が広がり、農村地帯に隣接する形で大規模な住宅団地や工業・流通団地が整備されている。

3 経済条件

本市全体での産業別就業人口割合は、第 1 次産業が 1 %、第 2 次産業 27 %、第 3 次産業 71 % となっている（総務庁統計局調べ）。第 2 次産業では製造業、第 3 次産業では卸・小売業や観光等サービス業を中心とした構成となっている。

市内の農業粗生産額は 154 億円で兵庫県下でも有数の農業生産地域となっており、農家戸数 6,371 戸、農用地面積 5,396ha において水稻、野菜、畜産等の生産が意欲的に営まれている

他産業との関係を見ると、通勤圏内に阪神地域が含まれることから、雇用条件が恵まれているため、第 2 種兼業農家の比率が高いこと（66 %）、後継者不足による農家数の減少が見られる。

条例制定の際の課題（関係法令との関係）

1. 国土利用計画法

- ・知事が、国・県の国土利用計画を基本として策定する土地利用計画では、都市区域、農業区域、森林区域等、5つの地域に区分され、その相互間の調整等に関する事項も記述されることになっている。しかし、具体的な規制措置自身は個別法によって行われることになっており、間接的な土地利用規制しか望めない。

2. 都市計画法

- ・神戸市は、市域面積全域が都市計画区域であり、共生ゾーンは市街化調整区域＝市街化を抑制する区域として位置づけられている。
- ・市街化調整区域における都市計画法による規制の対象は、開発行為＝建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更である。
- ・このため、廃車置場や資材置場等、土地の区画形質の変更や建築物の建築を含まない土地の利用に対しては、有効な対応ができない。

3. 農振法（農業振興地域の整備に関する法律）

- ・農業上の観点から、農業振興地域が指定され、農用地の保全等が行われている。
- ・土地利用規制の対象は、農用地区域が中心であり、農用地区域外の農地、集落及び里山なども含めた土地利用計画としては不十分である。

4. 農地法

- ・農地法による転用許可は、規制目的が農業生産条件の保持が主要であり、かつ一筆ごとの審査方式で秩序ある土地利用の促進を計画的に図る上では十分でない。
- ※農地法の目的…耕作者の地位の安定、農業生産力の増進

5. 森林法

- ・森林計画、保安林その他森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進を図ることを目的とする。
- ・共生ゾーン内の山林については、林地開発許可制度が運用されているが、森林機能の保全等の見地から残地森林率等一定の条件を満たせば、通常、開発を認めており、土地利用計画の観点は制度の中には含まれていない。

6. 「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」

- ・市内の農業・農村地域＝共生ゾーンを農業保全・集落居住・環境保全・特定用途の4つの農村用途区域に分け、対象を建築行為に限らず、他法令ではコントロールが困難な土地の区画形質の変更を伴わない、資材置場のような土地利用も含めている。
- ・4つの農村用途区域ごとに可能な土地利用の範囲＝農村用途区域の土地利用基準を示し、土地利用を認める一定の条件として、里づくり協議会の承認や里づくり計画への位置づけ等を定めている。

・農村用途区域の設定等ゾーニング上の課題

農村用途区域に基づく土地利用の調整は、条例に基づく規制（市長への届出）と地域住民の自立的規制（地域住民が策定する土地利用計画）を有機的に結び付けることにより、地域住民の主体的取り組みを尊重して行うこととしている。

区域指定は、別に定める農村用途区域の指定基準に基づき、市長が行うが、「集落居住区域」及び「特定用途区域」は、地域における今後の土地利用のあり方に重要な影響を及ぼす可能性があり、里づくり計画の「土地利用に関する計画」を尊重して指定をおこなっている。

すなわち、当初の指定時（H11.2）には、既に地域で土地利用計画が策定され、特に「集落居住区域」と「特定用途区域」が定められている場合を除けば、「農業保全区域」か或いは「環境保全区域」の指定を行っている。

そして、指定後に里づくり計画のなかで「土地利用に関する計画」が策定されれば、当該計画を尊重し、「集落居住区域」や「特定用途区域」の追加などの農村用途区域の変更をおこなっている。

・土地取引状況、届け出・勧告・公表等の運用実態

	土地取引	届け出	勧 告	公 表
11年度	82 件	101 件	—	—
12年度	58 件	100 件	—	—
13年度	70 件	113 件	2 件	—

・地域における合意形成の状況

平成14年6月現在において、里づくり協議会が全164集落のうち148集落で設立されている(90%)。

里づくり計画は57集落で策定済みであり(35%)、昨年度から引き続き計画策定に取り組んでいる集落が21集落あり、さらに平成14年度新たに策定にかかっている集落が12集落存在する。

里づくり計画における土地利用計画での農村用途区域のゾーニングでは、平均で約1年間の時間をかけて合意形成を得ている。特に一定の転用事例に対しては、土地利用計画での位置づけを土地利用基準で要求しており、個々の事例毎に地域において合意形成を得ている。

現在は里づくり計画策定後の新たな転用事例に対応するための土地利用計画の変更を内容とする里づくり計画の変更の例も出てきている状況である。

・農村景観の保全上の課題

本市では、地形的相違、市街地との距離などの社会的相違、営まれる農業形態の相違等によって地域的な多様性に富んだ景観を見ることができる。しかし、一方でゴミの不法投棄、道路沿いの資材置場、廃車置場の増加、さらに農地の違反転用等の無秩序な土地利用や周辺との調和を無視した建築物等が懸念されている。

そこで、「農村景観基本計画」は、市内の農村景観全体についての保全及び形成の方向づけと普遍的な観点からの取り組みについて示している。ただ、個々の具体的な地域における農村景観の保全及び形成の方向については、必ずしも明らかにしていない。

「農村景観基本計画」を地域に応じて具体化することこそが課題であり、それは、里づくり協議会が「景観の保全及び形成に関する計画」を含む里づくり計画を策定することである。「景観の保全及び形成に関する計画」の策定は里づくり計画のなかで必須とはしていないが、ほとんどの里づくり計画のなかで現実に策定されている点は評価されるべきである。

さらに、今後は「景観の保全及び形成に関する計画」を尊重して、地域の個性に応じた「景観保全形成基準」を策定し、「農村景観保全形成地域の指定」を実現しようとしており、今年度には北区、西区でその第1号を誕生させる予定である。

条例制定に当たっての取組み体制

1. 外部からのアドバイザーの活用

下記のとおり、大学研究者を中心とした審議会、検討会を組織した上で、条例を制定している。

また、大学研究者数名による土地利用研究会も開催している。

なお、これら経費は市の単費である。

<u>共生ゾーン基本計画の策定にあたって</u>		<u>【解説】</u>
■ <u>人と自然との共生ゾーンに関する検討経過</u>		
平成4年3月	人と自然との共生ゾーン整備計画審議会より、新たな農村の将来像をめざす「人と自然との共生ゾーン整備計画」の基本方向として、以下の事項について答申	
	① 「人と自然との共生」をめざした秩序ある土地利用計画と土地利用規制	
	② 「人と自然との共生」をめざした新しい地域政策の展開	
	③ 環境保全機能を高めるような地域の特質にあった農業の展開	
	④ 農村にしかない独自の美しい景観の保全、創出	
	⑤ 「人と自然との共生」をめざした都市と農村の交流の拡大	
	⑥ 広域的取り組みのための隣接市町との連携	
平成5年2月～ 平成6年12月	上記答申を踏まえ、「人と自然との共生ゾーン土地利用計画検討委員会」において、具体的な制度について検討	
平成8年1月	「人と自然との共生ゾーン審議会」より、「人と自然との共生をめざす新たな地域政策にふさわしい保全・整備・活用施策のあり方」について答申	
平成8年4月	答申を踏まえて、人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例を制定	

2. 先進地の視察

先進地の視察は行っていないが、他市町村の資料収集を行い参考にした。

3. 取組みに当たっての地元住民と市の体制

里づくりの主体は、地元住民であり、自治会を母体に結成された里づくり協議会である。この協議会が里づくり計画を自ら策定している。

市としては、里づくり計画の策定に当たって、地域に根ざした大学研究者をアドバイザーとして派遣するとともに、農政事務所の当該集落担当者が地元集会に参加し、指導・支援を行っている。

第2回 農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築に係る

有識者懇談会資料（八千代町）

○八千代町の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

○土地利用上の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

（参考資料）

○八千代町の農業の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

○認定農業者の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

○平成13年度農業後継者クラブ名簿・・・・・・・・ P 9

○平成13年度担い手農家一覧（稲・大豆作分）・・・ P10

○平成8年度担い手農家一覧（稲・大豆作分）・・・ P11

○土地利用型農業の以外の中核的農家の収入等・・・・ P12

○八千代町パソコン情報システムフローチャート・・・ P13

○八千代町空き家等情報バンク制度要綱・・・・・・・・ P14

○北はりま田園空間博物館・・・・・・・・・・・・ P20

平成14年7月7日

八千代町の概況

地域の概況

本町は、古く中世荘園時代にまでさかのぼり、戦国時代の在田氏の治世を経て今日に至る歴史を有し、当時をしのぶ様々な古刹や重要文化財を今に残している。

戦後、多可郡野間谷村と加西郡大和村が郡越合併を果して、現在の八千代町と発展して来ている。

北はりま広域圏に属する本町は、また、西脇市、加美町、中町、黒田庄町の1市4町で「西脇多可地域」と広域地域を構成しており、これらの地域は、戦前は凍豆腐、戦後は地場産業である播州織物を通じて、経済的にも深いつながりを保って来ている。

1. 自然的条件

(1) 位置

本町は、兵庫県の中央部、やや南に位置し、北は多可郡加美町、中町、東は西脇市、南は加西市、西は神崎都市川町、神崎町にそれぞれ接している。

(2) 地勢

町の北西部を笠形山をはじめとする中国産地に属する山岳が走る山地部を形成しており、東西5km、南北1.2kmと、南北に細長く延び、加古川の支流である野間川をはじめ、大和川、仕出原川が北から南に流れており、それら川沿いの狭小な谷間に帯状に平地が開けている。

本町の総面積5,307haのうち、殆どが森林原野で、4,586ha、86%強に及んでいる。農用地は294haで、全体の5.5%、宅地その他427ha(8%)となっている。

(3) 気象

内陸性気候であることで、夏冬の寒暖の差並びに昼夜間の温度差が激しい。年平均気温は13.2℃、年間降水量は約1,641mmとなっている。また降雪は中山間地にありながら少ない。

瀬戸内海の影響を受けているが、中国山地を背にしている中山間にあるため、比較的に冷涼である。

2. 社会的経済的条件

本町の人口は、平成13年現在、6,236人で、世帯数は、1,590戸となっている。(表1-1)

年々、減少の方向にあり、65歳以上の高齢者は、1,201人と、高齢化率は19.

3%に達している。また、核家族化が進行している。

表 1-1 本町の人口の推移

	人口	世帯数
平成 2 年	6, 244 人	1, 552 世帯
平成 7 年	6, 232 人	1, 550 世帯
平成 13 年	6, 236 人	1, 590 世帯

3. 農業の概況

本町の農業立地から、農家単位での農業経営は零細にならざるを得ません。

このため、稲作や野菜、特産加工の原料である大豆を主とした農業の担い手の育成、農地の流動化や農作業等の省力化、農業技術の向上等を共同で取り組む農業生産組織の確立を目指しています。

また、新しい農業振興の方向として、本町の農村生活を都市住民へ開放する「週末滞在施設」などを手段として、さらには空き家、空き工場などの登録バンク制度を利用しながら、田舎ぐらしや定住化にむけた交流人口を増やすと共に新たな特産加工品の開発により、高付加価値型農業の推進による農家の所得向上を目指しています。

(参考)

八千代町農業推移 (P 7 参照)

認定農業者の推移 (P 8 参照)

担い手農家の一覧 (P 10, P 11 参照)

4. 体験交流施設の概況

1) ガルテン八千代のエリア内の施設

① 都市、農村交流施設「エーデルささゆり」

1, 287 m² 定員 80 名 平成 2 年オープン

「花とグルメと音楽のバリアの里」

・結婚式場 (リーベリイベン) 平成 6 年併設 年間 100~110 組

② ・町民グラウンド 23, 000 m² ・キャンプ場テントサイド 20 基

・テニスコート 6 面 ・オートキャンプ場 15 台分

③ 体育館 1, 198 m² 昭和 62 年

④ プール 25 m 6 コース 昭和 62 年

⑤ コープこうべふるさと村 収容人員 110 名 平成 7 年オープン

風呂機能 5 種類、レストラン、コテージ 7 棟

⑥ エアレーベン八千代 990 m² 加工・体験・販売・食コーナー

(300 数年の八千代の豆腐文化の伝承施設～豆腐機能にこだわっている。)

2) ガルテン八千代のエリア外の施設

① フロイデン八千代 平成 7 年オープン (4 年間工事) 60 区画

(1区画 約300㎡ 滞在棟<バス・トイレ・冷暖房・テレビ・冷蔵庫・電話付> 農園80～120㎡、花壇25㎡、芝生25㎡、グランドカバー80㎡、アプローチ22㎡、滞在棟28㎡ 計300㎡)

注) ドイツのミュンヘン郊外のクラインガルデンを八千代風にアレンジする

② プライベンオオヤ 平成14年オープン 20区画

(バリアフリー棟 1棟、セミバリアー棟3棟、一般棟16棟)

- ・バリアフリー化(道路、農園、各号棟)

- ・環境に配慮した周囲と景観

- ・ゴミの堆肥化の徹底

③ 大和活性化施設(仮称)と3ヶ所目の滞在型市民農園の整備

- ・実施時期(平成14年～平成15年)

- ・機能: 体験型施設と明治、大正、昭和の食機能と風呂機能

- ・生ゴミのゼロエミッション化

5. 北はりま田園空間博物館への取り組み

1) 田園空間博物館

エコミュージアムは、1960年代にフランスで始まった「地域全体が博物館」という思想に基づいた地域づくり活動である。その活動を参考に、農村を単に生産を支える生活の場としてとらえるのではなく、ゆとりとうるおいのある魅力ある空間としてとらえなおす田園空間整備事業に、「～地域まるごと博物館 それを探すのはあなた・・・～」という共通テーマを掲げ、西脇市等1市3町とともに平成10年度から取り組んでいる。

2) 北はりま田園空間博物館準備会

本事業は関係市町が連携した広域的な取り組みであり、計画、運営に地域住民の積極的な参加が必要であることから、運営組織設立に向けた準備会を組織。現在、約1000名の会員から構成され、サテライト部会、イベント部会など5つの部会を設け(各部会は週1回程度打ち合わせ)、博物館全体の活動の調整・連絡を行っている。

サテライト部会では、再発見された地域の景観や名所旧跡、伝統的な施設などとともに、整備された交流施設などをサテライトとして登録している。現在、本町の西谷公園(大石良雄の石垣)、フロイデン八千代など約170のサテライトが登録済み。

※サテライト＝コア(中心)に対する言葉で、地域内に分散している展示施設。

また、平成14年6月には、準備会をNPOに移行するため設立総会を開催し、現在認証申請中。

～土地利用上の課題～

● 農振法の除外条件

- ◇ 代替地がないこと
- ◇ 集団性の確保ができること
- ◇ 周辺農地に耕作支障がないこと
- ◇ ほ場整備完了、翌年8年以上経過していること

● 農地法

- ◇ 都市住民が農地がもてない
- ◇ 30㍍1団地 → 30km（集積）範囲
- ◇ 30㍍まとなりがなければ15km 範囲
- ◇ 町が復元した農地の扱い

● 市民農園整備促進法（市民農園の発展を阻害している原因）

- ◇ 公有地（町所有）でなく、日本では市民農園の用地を環境と調和した利用地に求めなければならない点
- ◇ 市民農園の公益性に対する認識と制度的対応が遅れたこと
- ◇ 都市計画法、農地法、税法との整合性

※ 入園契約方式 特定農地貸付法

市民農園整備促進法上の課題

- ① 農園施設の設置場所が課題である（環境、交流、自然景観）
- ② 管理システム（野菜）の確保が必要
- ③ 農園周辺環境づくり
- ④ 景観保持（エリア内）
- ⑤ 市民農園の持つレクリエーション的な性格

保養の性格、農業農村の理解、地域の活性化 ～

～ 複合的機能の充たし方

⑥ 地域活動への参加

クラインガルデン入居者と既存集落との関係構築

- ① オープン6ヶ月前に入居者の決定
- ② 交流会の実施
- ③ 都市住民と地域住民の対等に話し合う組織の構築
(会長、副会長、書記長、スポーツ代表、文化代表、農産加工代表、女性代表3名・・・)
- ④ 毎週土曜日の夜、都市と地域と共催によるイベントの開催
(音楽を楽しく見る会、都市文化と農村文化の語り合いの日、カラオケ教室、女性同志の交流会、都市農村フォーラムなど)
- ⑤ 米、加工品、織物製品などの交流による販売網の確立について
- ⑥ 農村文化(イベント、祭事)などへの参加要請
- ⑦ 都市住民と農村住民の企画、アイデアによるイベント
(レンゲ祭り、蛍まつり、収穫祭、登山など・・・)
- ⑧ 相方の特技の交換会
- ⑨ 定期的な交流会の開催 年2回
- ⑩ 農園栽培の技術交流

集落への景観保全への取り組み

- ① 全町公園化構想による景観保全と維持 ～ 条例化
- ② 花いっぱい運動の展開
- ③ 緑のルネッサンスの里構想
- ④ 年間を通した空き缶、空きビンのキャンペーン活動
- ⑤ 河川、溝清掃作業

条例制定やクラインガルデン整備に当たっての

取り組み体制について

① アドバイザー

平成2年に「八千代町市民農園研究委員会」を設定し、15名町内役

員に県立花と緑の研究所の森 正氏と今竹 翠氏、藤岡作太郎氏の3名の来町を2回仰ぎ、委員会で指導を仰ぐ。

構想を協議し、それをラフとして今竹デザイン研究所に依頼し、成果品を町内自治会と農会の組織で公募する。現在の俵田地区に決定する。

- ② 先進地視察は国内では事例がないため、ドイツのミュンヘンの郊外のクラインガルテンを行政と住民の8名で視察を行い、構想図の変更を一部行ない、完成図を作成する。

- ③ 取り組みにあたっての市町職員の取り組み

地元「市民農園管理組合」を平成2年に発足させて、共に考え、行動する体制の中でノウハウの研究をする。

- ・都市と農村との交流について
- ・滞在施設の規模、シンボル花の検討
- ・募集方法 ・地域とのかかわり など

八千代町の農業の推移

◎ 農家数

農家数(%)

	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	合 計
平成 7 年	28戸(5.2)	28戸(5.2)	478戸(89.6)	534戸(100.0)
平成12年	23戸(4.8)	29戸(6.1)	426戸(89.1)	478戸(100.0)

(農業センサス)

◎ 主要作物の作付等

	水 稲	大 豆	肉 用 牛	採 卵 鶏	花 卉
平成 7 年	189ha	44ha	187頭	312百羽	0.4ha
平成12年	150ha	47ha	170頭	129百羽	0.4ha

(農業センサス)

◎ 交流施設

人 (利用率)

	エーデルささゆり	エアレーベン八千代	マイスター工房八千代
計 画	24,550	28,560	11,732
平成 9 年度	44,486 (181.2)	73,412 (257.0)	— (—)
平成10年度	41,264 (168.1)	78,179 (273.7)	— (—)
平成11年度	40,752 (166.0)	74,976 (262.5)	— (—)
平成12年度	32,375 (131.9)	61,998 (217.1)	— (—)
平成13年度	34,351 (139.9)	63,139 (221.1)	16,603 (141.5)

(利用状況調査)

◎ キウイフルーツワイン

	製造本数	キウイ使用料	
平成 6 年度	2,600 本	1,170 kg	
平成 7 年度	3,178	1,343	
平成 8 年度	1,800	810	
平成 9 年度			在庫調整のため製造せず
平成10年度			
平成11年度	500	828	
平成12年度			在庫調整のため製造せず
平成13年度			

* キウイフルーツワインは、町内酒店・特産センター・エアレーベン・エーデル等で販売。

* キウイフルーツ青果は、特産センター・エアレーベン直販所・日曜朝市で販売。

* 他のキウイフルーツ加工品として、ジャム・大福餅を商品化。アイスクリーム等開発研究中。

認定農業者の推移

平成8年度末現在；1名

(a)

氏名	類型	認定年度	耕作形態及び規模（上段；申請時、下段；計画）	作物等（上段；申請時、下段；計画）
市位喜重	土地	8	所有 99.0 借入 137.0 受託 564.0 計 800.0	水稻 171.0 大豆 60.0 野菜 5.0
			所有 99.0 借入 301.0 受託 500.0 計 900.0	水稻 260.0 大豆 130.0 野菜 10.0

平成13年度末現在；5名

(a)

氏名	類型	認定年度	耕作形態及び規模（上段；申請時、下段；計画）	作物等（上段；申請時、下段；計画）
市位喜重	土地	13(再)	所有 97.1 借入 408.3 受託 530.7 計 1,036.1	水稻 334.4 大豆 140.0 野菜 3.4 れんげ 27.6
			所有 97.1 借入 402.9 受託 530.0 計 1,030.0	水稻 300.0 大豆 190.0 野菜 10.0
宮崎武幸	花卉	11	所有 39.0 借入 79.0 計 118.0	水稻 79.0 花卉 33.0
			所有 56.0 借入 100.0 計 156.0	水稻 100.0 花卉 50.0
青位真一郎	採卵	11	所有 24.0 借入 32.0 計 56.0	水稻 56.0 採卵鶏(平飼)3,000羽
			所有 24.0 借入 76.0 計 100.0	水稻 100.0 採卵鶏(平飼)4,000羽
中村恵一	土地	13	所有 46.0 借入 291.2 受託 351.6 計 688.8	水稻 262.9 大豆 38.4 れんげ 35.9
			所有 54.0 借入 346.0 受託 420.0 計 820.0	水稻 240.0 大豆 50.0 れんげ 110.0
笹倉正弘	土地	13	所有 80.7 受託 93.3 計 174.0	水稻 80.7
			所有 80.7 借入 239.3 受託 200.0 計 520.0	水稻 200.0 大豆 120.0

平成13年度農業後継者クラブ名簿

(単位：a)

住 所	氏 名	生年月日	年 齢	現 況				作業受託内訳		
				現況計	自己所有地	借入地	作業受託	耕起	田植え	刈り取り
坂本410	京崎祥二	S47.6.6	30	205.5	205.5		0.0			
坂本287-2	柴田仁	S42.6.2	34	218.1	27.6	190.5	0.0			
下村200	檜本一郎	S42.8.20	34	443.3	136.6	67.5	239.2	239.2	239.2	239.2
中野間770-1	宮崎知成	S52.5.20	25	91.4	78.0	13.4	0.0			
中野間1129	中村広昭	S39.12.12	37	688.8	46.0	291.2	351.6		179.5	875.4
	中村和樹	S41.7.17	35							
仕出原286	笹倉祥史	S46.10.19	30	174.0	80.7		93.3	60.0	100.0	120.0
仕出原634	植山正人	S37.3.6	40	91.8	91.8		0.0			
下三原190	渡辺嗣郎	S41.11.18	35	438.1	139.0	299.1	0.0			
大和973-4	岩本和博	S51.2.23	26	231.6	4.4		227.2		513.9	167.6
合計	10名			2,582.6	809.6	861.7	911.3	299.2	1,032.6	1,402.2

平成8年度担い手農家一覧（稲・大豆作分）

種 別	氏 名	生年月日	年齢	現況				作業委託内訳				農業収入
				現況計	自己所有地	借入地	作業委託	耕耘	田植え	刈り取り		
基本構想水準到達者	坂倉泰三良	S27.6.30	48	115.0	115.0		0.0					
	宮崎勝也	S50.7.8	45	113.7	113.7		0.0					1,552,493
	有田敏夫	S38.1.8	50	77.4	35.8	41.6	0.0					1,534,943
	青位進一郎	S28.2.9	48	167.0	56.5	110.5	0.0					1,044,895
	宮崎武善	S30.11.27	45	124.4	38.4	86.0	0.0					2,254,499
小 計	5名			597.5	359.4	238.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0	8,066,214
認定農業者	市位嘉寛	S14.1.31	62	936.8	114.5	259.0	563.3	418.0	701.0	571.0		8,572,048
小 計	1名			936.8	114.5	259.0	563.3	418.0	701.0	571.0	0	8,572,048
みなし認定農業者							0.0					0
小 計	0名			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
育成すべき農業者	岸本健	S8.1.26	68	650.7	21.3	118.4	511.0	494.0	485.0	554.0		5,347,322
	渡倉正弘	S16.11.13	59	95.4	81.7		13.7			41.0		1,239,065
	鍋田種昭	S28.12.15	47	198.8	13.8	52.3	132.7		112.0	286.0		1,942,666
	市田清夫	S3.9.7	72	347.3	17.1	51.5	278.7		643.0	193.0		2,145,556
	宮崎聡	S10.2.21	66	204.9	78.0	71.9	55.0	31.0	83.0	51.0		2,342,061
	門脇素治	S11.9.2	64	121.1	12.4	74.7	34.0			102.0		1,514,485
	高見清次	T13.11.6	77	198.9	13.6	67.6	117.7	133.0	31.0	189.0		2,070,775
	南郷俊治	S2.7.2	73	334.8	33.1							
	市位俊男	S7.10.5	68	134.2	65.5	301.7			387.0	518.0		2,514,908
	屋崎市雄	T12.9.4	78	307.0	35.9	68.7				206.0		1,568,166
	上田達次	T14.9.12	76	170.5	8.2	107.0	165.0	17.0	167.0	311.0		3,152,761
	上田七夫	T11.3.20	77	252.5	80.7	124.3	38.0		42.0	72.0		2,065,582
	岩木喜佐夫	T13.12.8	77	195.3	12.0	33.1	138.7		108.0	308.0		2,656,053
	宮崎洋二	S17.6.6	28	206.4	206.4		0.0		550.0			656,999
	明倉修規	S35.10.12	40	212.3	198.4	13.9	0.0					2,786,388
	植生浩一	S42.8.20	33	136.6	136.6		0.0					2,866,037
	植山利夫	S9.1.16	67	119.0	91.8	18.2	0.0					1,844,092
	宮崎和子	S22.1.17	54	151.1	37.9	113.2	0.0					1,484,993
	渡辺啓郎	S41.11.18	34	418.4	150.3	268.1	0.0					2,039,841
	小 計	19名			4,446.9	1,294.7	1,114.2	2,038.0	675.0	2,608.0	2,831.0	0
合 計	25名			5,984.2	1,763.6	1,611.3	2,601.5	1,093.0	3,309.0	3,402.0	0	82,824,387.2

1 農家当たり	2,500,975
---------	-----------

平成13年度担い手農家一覧(稲・大豆作分)

種 別	氏 名	生年月日	年 齢	現況				作業受託	耕起	作業受託内訳		農業収入
				現況計	自己所有地	借入地	田植え			刈り取り		
基本構想水準到達者	坂倉泰三良	S27.6.30	48	115.0	115.0		0.0					
	呂崎勝山(陣行)	S30.7.8	45	113.7	113.7		0.0				1,550,774	
	百田寛(殿夫)	S26.1.8	50	55.1	35.8	19.3	0.0				1,533,243	
							0.0				743,023	
小 計	3名			283.8	264.5	19.3	0.0	0.0	0.0	0.0	3,827,040	
認定農業者	市位有重	S14.1.31	62	1,036.1	97.1	408.3	530.7	140.6	635.2	816.4	10,604,058	
	青位寛一郎	S28.2.9	48	73.4	56.5	16.9	0.0				989,798	
	宮崎武吉	S30.11.27	45	124.4	38.4	86.0	0.0				1,677,533	
	坂倉正弘	S16.11.13	59	174.0	80.7		93.3	60.0	100.0	120.0	1,749,439	
	中村隆一	S18.6.12	57	688.8	46.0	291.2	311.6		179.5	875.4	7,781,342	
小 計	5名			2,096.8	318.7	802.4	975.7	260.6	914.7	1,811.8	22,862,170	
みなし認定農業者							0.0				0	
							0.0				0	
小 計	0名			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	
育成すべき農業者	宇下 洋	S8.1.26	68	427.3	21.3	133.3	272.7	248.9	175.9	391.3	4,245,822	
	翁田伸明	S38.12.13	47	60.1	13.8	52.3	0.0				891,358	
	翁田廣夫	S3.9.7	72	31.9	17.1	11.8	0.0				430,171	
	宮崎 勉	S10.2.21	66	173.1	78.0	72.0	23.1	33.3	15.0	21.0	2,193,209	
	門脇康彦	S11.9.2	64	113.4	12.3	74.7	26.4		5.0	74.3	1,438,487	
	高見清次	T13.11.6	77	112.9	13.6	67.6	31.7				1,428,431	
	南原寛治	S2.7.2	73	206.3	33.1						1,780,603	
	宇位俊男	S7.10.5	68	197.2	67.5	39.7	174.2		187.7	332.0	1,445,591	
	尾崎市雄	T12.9.4	78	218.6	35.9	95.4	6.0				2,437,029	
	上田達次	T11.9.12	76	125.1	8.2	91.6	25.3		97.0	165.0	1,612,562	
	上田幸夫	T14.3.20	77	156.3	80.7	75.6	0.0			76.0	2,107,704	
	岩土昇佐夫	T13.12.8	77	231.6	4.4		227.2		513.9	167.6	1,110,120	
	泉崎 作	S47.6.6	28	205.5	205.5		0.0				2,771,165	
	藤倉経規	S35.10.12	40	221.4	198.4	23.0	0.0				2,985,577	
	阪上一郎	S43.8.20	33	443.3	136.6	67.5	239.2	239.2	239.2	239.2	4,405,458	
	植山同夫	S9.1.16	67	91.8	91.8		0.0				1,237,922	
	宮崎 利一	S22.1.17	54	161.5	37.2	124.3	0.0				2,177,826	
	渡辺嗣郎	S41.11.18	34	438.1	139.0	259.1	0.0				5,907,774	
	佐田隆一郎	S3.10.29	72	150.2	150.2		0.0				2,025,445	
	宮崎殿三(峯夫)	S26.1.10	50	91.4	78.0	13.4	0.0				1,232,528	
	坂倉克己	S28.9.8	47	471.8	91.6	66.0	215.2	315.2	315.2	315.2	4,289,781	
	柴田勝	S13.10.4	62	218.1	27.6	190.5	0.0				2,941,076	
	笠野盛夫	S10.3.18	66	76.8	1.5	75.3	0.0				1,035,647	
	小 計	23名			4,539.8	1,543.3	1,575.1	1,421.4	836.6	1,548.9	1,878.6	52,130,989
	合 計	31名			6,920.1	2,126.5	2,598.8	2,897.1	1,673.2	2,463.6	3,690.4	78,760,195.5

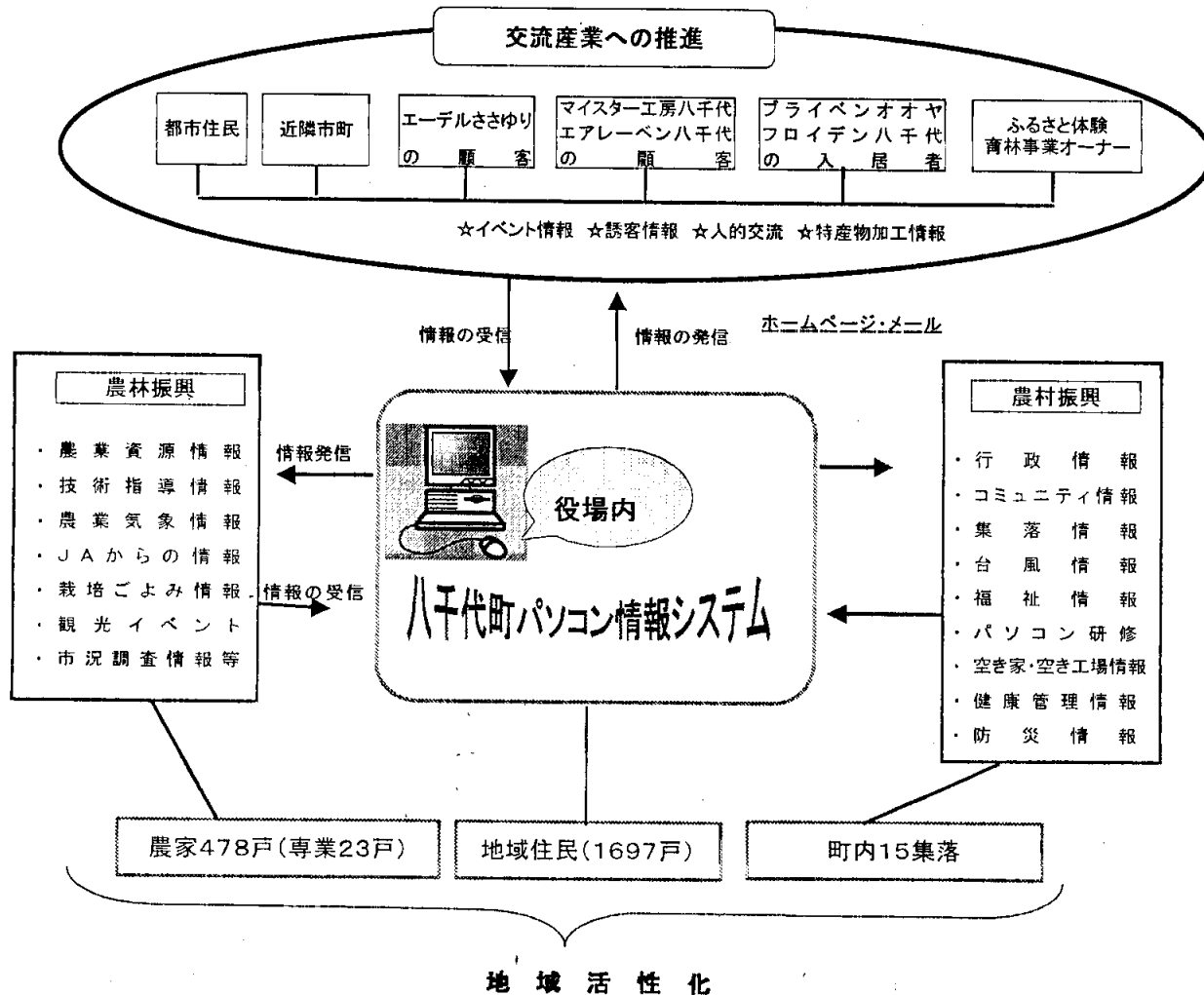
1 農家当たり	2,540,652
---------	-----------

土地利用型農業以外の中核的農家の収入等

単位；円

種 類	氏 名	収 入	所 得
肉用牛	有 田 覚	20,921,486	
採卵鶏	青位 真一郎	15,535,451	896,664
ブロイラー	宮 崎 勝 也	4,870,555	355,881
花 卉	宮 崎 武 幸	3,158,171	314,060
花 卉	板倉 泰三良	1,505,657	

八千代町パソコン情報システムフローチャート



八千代町空き家等情報バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八千代町における農村機能の維持及び都市と農村との交流による活性化を図るため、空き家等情報バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 空き家等情報バンク制度とは八千代町の農村集落に存する空き家・空き工場（以下「空き家等」という。）に関する登録及び新規就農、農村回帰等を目的として空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に関する登録を通して、斡旋を行うシステムをいう。
- (2) 所有者とは、当該空き家等に係る所有者で、売却若しくは貸借を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 斡旋とは空き家等及び利用希望登録者に関する情報で、空き家等登録者又は利用希望登録者に対して有用な情報を提供することをいう。

(空き家等の登録申込み等)

第3条 空き家等情報バンク制度による空き家等に関する登録を受けようとする所有者（以下「申込者」という。）は、八千代町空き家等情報バンク登録申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、八千代町空き家等情報バンク登録データベース（以下「空き家等データベース」という。）に登録しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家等情報バンク制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者（この要綱において「空き家等登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(空き家等データベースの登録の抹消)

第6条 町長は、当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は空き家等データベースの登録の抹消の届出があったときは、当該空き家等データベースの登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家等登録者に

通知するものとする。

(利用希望者の登録の申込み等)

第7条 空き家等情報バンク制度による利用希望者に関する登録を受けようとする者（以下「利用希望申込者」という。）は、八千代町空き家等利用希望者情報バンク登録申込書（様式第2号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を八千代町空き家等利用希望者情報バンク登録データベース（以下「利用希望者データベース」という。）に登録しなければならない。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在しようとする者。

(2) 空き工場を有効に利用しようとするもの。

(3) その他町長が適当を認めた者。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該利用希望申込者に通知するものとする。

(利用希望登録者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用希望申込者（この要綱において「利用希望登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(利用希望者登録の抹消)

第9条 町長は、利用希望登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するとともに、その旨を当該利用希望登録者に通知するものとする。

(1) 空き家等の利用の目的が第7条第2項の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めたとき。

(3) 申し込み内容に虚偽があったとき。

(4) 利用希望者データベースの登録の抹消の届出があったとき。

(5) その他町長が適当でないと認めたとき。

(斡旋等)

第10条 町長は、必要に応じて、空き家等登録者及び利用希望登録者に対して、空き家等データベース及び利用希望者データベースに登録された有用な情報を提供するものとする。

2 町長は、空き家等登録者及び利用希望登録者に対して、空き家等に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しないもの

とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する

様式第1号(第3条関係)

八千代町空き家等(空き家)情報バンク登録申込書

年 月 日

八千代町長

様

受付番号()

空 き 家 申 込 者		住所 〒 氏名 生年月日 年 月 日 電話番号 FAX番号 E-mail	
申 込 者 の 権 利 関 係		1 土地及び建物所有者 2 建物所有者(土地は賃貸借) 3 その他()	
空 き 家 の 所 在 地		八千代町 番地	
空 家 状 況	用 途		
	構 造		
	建築面積		
	延床面積		
	建築時期		
空 き 家 に な っ た 時 期			
売 買 又 は 賃 借 の 別		1 売却したい 2 貸したい(賃借権 定期借家)	
価 格、賃 貸 料 の 希 望 条 件		売却希望価格	円(建物のみ 土地建物)
		賃貸希望条件	権利金 円 賃料 円/月
定期借家の場合の借家期間			
飲 用 水、電 気 及 び ガ ス の 供 給 並 び 排 水 の た め の 施 設 の 整 備 状 況	飲用水		
	電 気		
	ガ ス		
	トイレ		
附 帯 物 件	畑		
	田		
	その他		
附 帯 物 件 の 条 件		1 売却したい 希望価格 円 2 貸したい 希望賃料 円/月	
貸付等相手方に対する要望事項			
その他必要事項			

※ 裏面にできるだけ空き家の間取り図を書いてください。

様式第1号(第3条関係)

八千代町空き家等(空き工場)情報バンク登録申込書

年 月 日

八千代町長

様

受付番号()

空 き 工 場 申 込 者		住所 〒 氏名 生年月日 年 月 日 電話番号 FAX番号 E-mail	
申 込 者 の 権 利 関 係		1 土地及び建物所有者 2 建物所有者(土地は賃貸借) 3 その他()	
空 き 工 場 の 所 在 地		八千代町 番地	
空 工 の 状 況	用 途		
	構 造		
	建 築 面 積		
	延床面積		
	建 築 時 期		
空 き 工 場 に な っ た 時 期			
売 買 又 は 賃 借 の 別		1 売却したい 2 貸したい(賃借権 定期借家)	
価 格、賃 貸 料 の 希 望 条 件		売却希望価格	円(建物のみ 土地建物)
		賃貸希望条件	権利金 円 賃料 円/月
定期借家の場合の借家期間			
飲 用 水、電 気 及 び ガ ス の 供 給 の た め の 施 設 の 整 備 状 況	飲用水		
	電 気		
	ガ ス		
	トイレ		
附 帯 物 件	畑		
	田		
附 帯 物 件 の 条 件	その他		
	1 売却したい 希望価格 2 貸したい 希望賃料	円 円/月	
貸付等相手方に対する要望事項			
その他必要事項			

※ 裏面にできるだけ空き工場の間取り図を書いてください。

様式第2号（第7条関係）

八千代町空き家等利用希望者情報バンク登録申込書

年 月 日

八千代町長

様

受付番号（ ）

申込者 住所 千

氏名

生年月日

年 月 日

電話番号

E-mail

勤務先

次のとおり「空き家等情報バンク制度」を利用したいので申込みます。

利用の目的						
家族の状況	氏 名	生年月日	年齢	続柄	勤 務 先 等	
				本人		
希望する建物の状況						
利 用 の 方 法 等	定住等の別	1 定住 2 定期的利用 3 その他（ ）				
	売買又は賃借の別 及びその希望価格	1 売買	希望価格	円程度		
		2 賃貸	希望家賃月額	円程度		
農業の意志	1 本格的に農業をする 2 自給的農業をする 3 農業はしない					
その他の希望条件						
備 考						

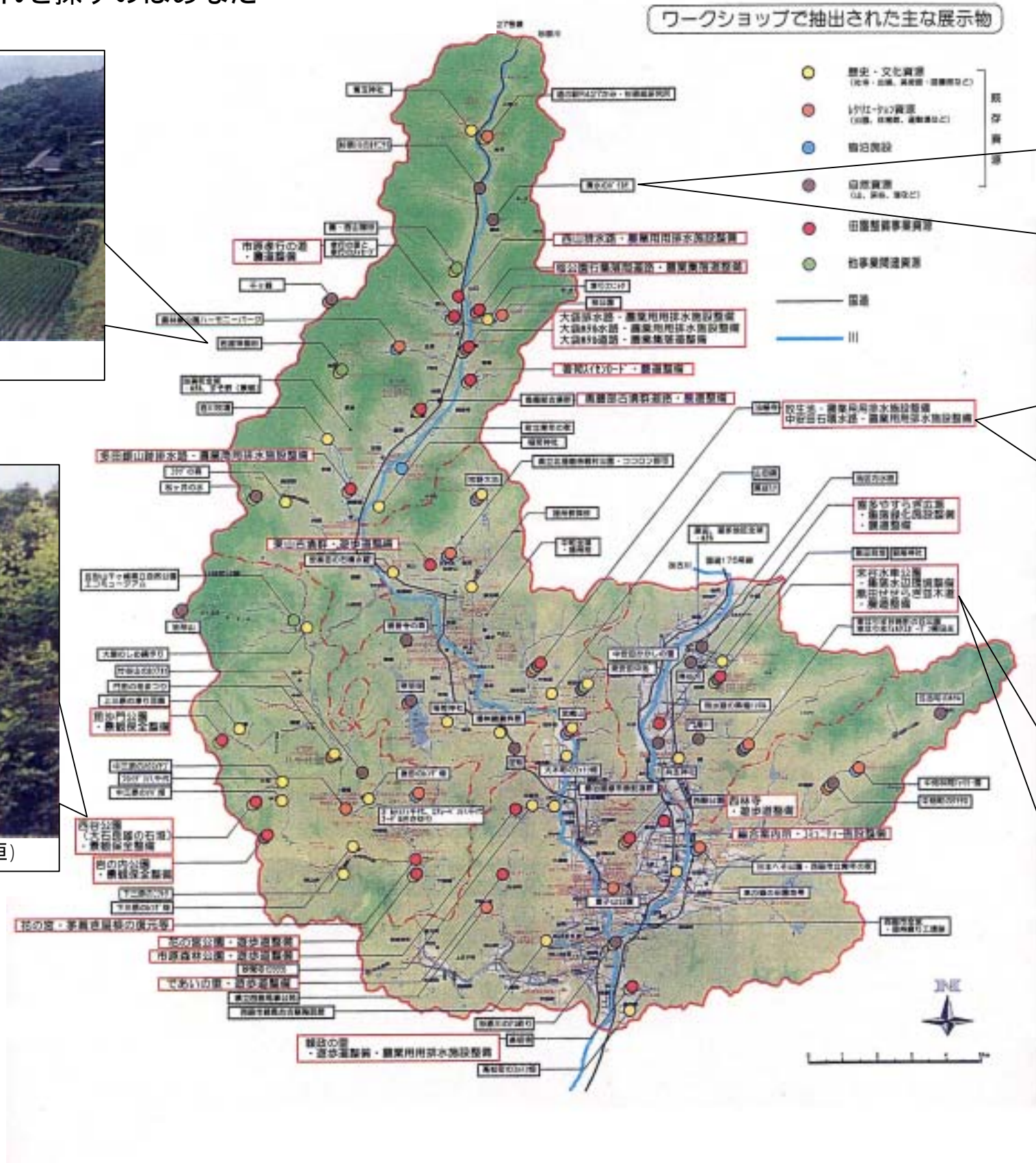
北はりま田園空間博物館
～地域丸ごと博物館 それを探すのはあなた・・・～



加美町 岩座神棚田



八千代町 西谷公園(大石良雄の石垣)



杉原川 バイカモ(梅花藻)



中町 法鐘寺・方生池



黒田庄町 末谷池

北はりま田園空間博物館
～地域丸ごと博物館 それを探すのはあなた・・・～

地域の人々が中心になった博物館づくり

学習会の開催



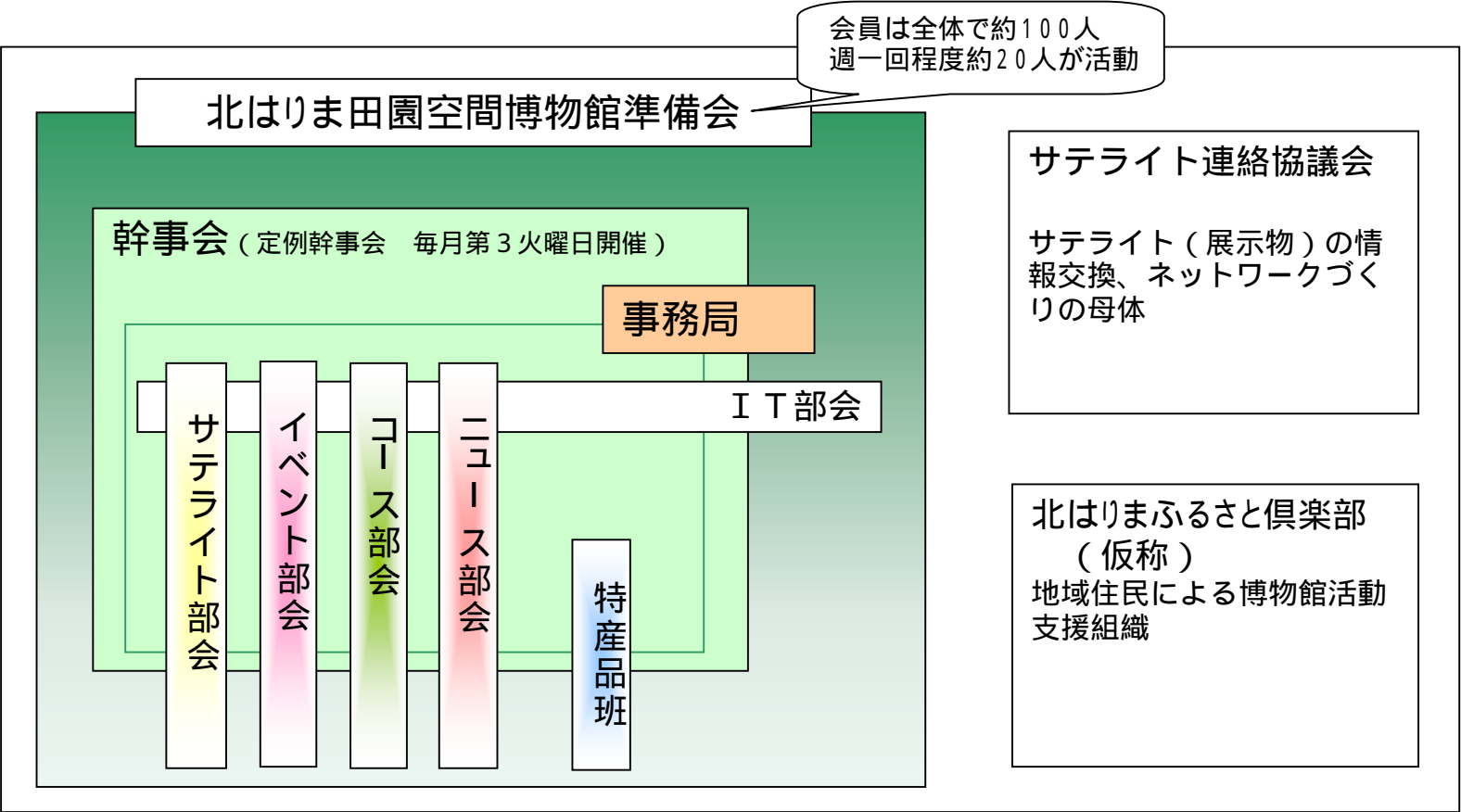
ワークショップにより作成された地域資源マップ



ワークショップ



平成14年7月現時点の組織体制



部会の活動紹介

サテライト部会：

北はりま田園空間博物館の展示物を再発見するためにサテライト(博物館の展示物)の募集・認定を行っている。現在累計160件を認定。

イベント部会：

イベント情報の充実のため、イベントマップカレンダーを発行。
田園空間博物館のアピール、地域内外交流等を目的としてプレイベントを企画・運営。(平成13年度に3回実施)

コース部会：

北はりまを巡る「日本一長い散歩道」(約160km)の設定のため地域内踏査を実施。また、各種コースづくり等来訪者に田園の空気に触れてもらうための仕掛けを検討している。

ニュース部会：

準備会活動を紹介する機関誌「たにしのつぶやき」を編集・発刊。また、各市町広報誌に田園空間博物館の項を確保、当該項への投稿など情報発信を行っている。

IT部会：

ホームページ、インターネット、メール等を利用した事務局運営を行う。